

事 務 連 絡
平成30年 1月24日

(一社) 石川県建設業協会長 様

石川県土木部監理課長
(公印省略)

平成30年大雪等に係る除排雪への協力について

平素より、道路、ライフライン等の除排雪へのご協力感謝申し上げます。

公共工事標準請負契約約款第20条第2項においては、発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるとされています。

県では、除排雪への協力に関して、協力事業者が受注している公共工事の一時中止について、県土木部発注工事については別添1のとおり通知したところです。

貴団体におかれましては、傘下の建設企業に対して、本通知の周知をお願い致します。

事 務 連 絡
平成30年 1月24日

部内関係各課（麻）長 様

石川県土木部監理課長
（公印省略）

豪雪時に対する工事の対応について（通知）

『平成30年大雪等に係る受注者の除排雪への協力に対する配慮について』をうけ、別紙のとおり、豪雪時に対する県土木部発注工事の対応について方針を定めたので、通知する。

（事務担当）
監理課技術管理室
担当 三輪
TEL 076-225-1787

平成30年1月24日

豪雪時に対する工事の対応について

豪雪時に地域住民の生活に対して多大な影響をきたす懸念がある場合において、工事の受注者が地元および市町の除排雪作業に優先的に取組む必要が生じた場合、該当する工事への対応について相談、協議等があった場合は、当該工事に支障のない範囲で下記のとおり、応じるよう扱うこととする。

記

1 当該工事に支障のない範囲

今回の措置は、受注者の判断（臨機の措置）に基づく発議を受けて、発注者が対応するものであり、上記の「当該工事に支障のない範囲」とは下記のとおりとする。

- (1) 繰り越し工事以外は当該年度内に完成できること。
- (2) 当該工事の現場における安全管理に支障がないこと。
- (3) 今回の対応により、当該工事の契約金額に変更が生じないこと。

2 工事の一時中止

当該工事の状況に応じて、必要な場合は工事の一時中止をかけるものとする。

3 基本計画書の提出不要

迅速な除排雪作業を伴うことから、工事中止の通知時に現場の安全管理を指示することとし、工事一時中止に係るガイドライン(案)における基本計画の提出は不要とする。

4 その他

上記の対応について、疑義等が生じた場合は、技術管理室宛て問い合わせされたい。